

～柔道整復療養費の「患者ごとの償還払いへの変更について」のお知らせ～

新電元工業健康保険組合

当健保組合では柔道整復施術療養費については、「受領委任払い（※1）」の取り扱いを行っております。

令和4年6月から、整骨院・接骨院からの療養費請求に不適切なものが含まれることへの対応として、その患者に対する施術について、「受領委任払い」の取扱いを中止し、「償還払い（※2）」へと変更できることとなりました。

（参考：令和4年3月22日付厚生労働省保険局長 保発0322第4号）

当健康保険組合におきましても、**令和5年8月1日から**下記の【償還払い対象となる患者】のうち、【認定基準】に該当した患者に対し、「償還払い」への変更を実施することと致します。

（施行日を令和5年8月1日とし、令和4年6月施術分から遡及適用とします）

なお、償還払いへ変更を行った患者について、受領内容や請求状況の確認を行い、改善が見られた場合には、支給要件や受領委任払いについての理解と健保組合からの患者照会に対する回答を遅延なく提出すること等について、同意書などを交わした上で、受領委任払いを再開することとなります。

- ※1 受領委任払い：患者は施術窓口で施術料金の一部（患者負担分2～3割）を支払い、残りの費用については、施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求（保険者負担分7～8割）する。
- ※2 償還払い：患者は施術所に施術料金の全額（10割）を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する。

【償還払いの対象者となる患者】

1. 柔道整復師による自身に対する施術の請求が行われた柔道整復師である患者

【認定基準】⇒自己施術であることが判明した場合、直ちに

2. 柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師の従業員に対する施術を繰り返し受けている患者

【認定基準】⇒自家施術かつ2回以上繰り返し施術を受けていることが判明した場合、直ちに

3. 健康保険組合が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者

【認定基準】⇒患者照会未回答者への督促通知（1回目）において回答期限までに回答がなかった場合

4. 複数の整骨院・接骨院において、「同部位」の施術を重複して受けている患者

【認定基準】⇒同一患者の施術において2以上の施術所から同部位への施術の療養費申請が行われた場合

以上